品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～五の十四　（略）	（略）
五の十五　第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	（略）
五の十六　第二条第五号の十八の感電防止装置	
五の十七　第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	（略）
五の十八　第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
五の十九　第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	（略）
五の二十　第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
六～三十八　（略）	（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	（略）
第二条第五号の十八の感電防止装置	（略）
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
（略）	
（略）	

品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～五の十四　（略）	（略）
五の十五　第二条第五号の十五の原動機用蓄電池	（略）
五の十六　第二条第五号の十六の感電防止装置	
五の十七　第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	（略）
五の十八　第二条第五号の十八のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
五の十九　第二条第五号の十九のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	（略）
五の二十　第二条第五号の二十のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
六～三十八　（略）	（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第五号の十五の原動機用蓄電池	（略）
第二条第五号の十六の感電防止装置	（略）
第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の十八のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の十九のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の二十のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
（略）	
（略）	